

製材工場立地に係る優遇制度の概要

～製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金交付要綱～

島根県農林水産部林業課 [木材振興室]

1. 趣旨

循環型林業の定着・拡大に向けては、最も高い価格で取引される製材用原木の需要を拡大することが重要です。

そのため、現行の企業立地助成制度（商工労働部所管）を活用し、製材工場の立地に係る制度を充実することで、県内の製材力強化を図ります。

2. 優遇制度の概要

製材工場の立地に必要な用地取得及び土地造成、雇用に係る経費を、下表のとおり支援（要件等の基準は既存制度と同様）

要件		新 設		増 設		
		大企業	中小企業	大企業	中小企業	
						地元企業 ^{※3}
認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5千万円以上	3億円以上	5千万円以上	
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	10人以上	5人以上	3人以上
投資助成 ^{※1}	基本助成割合	15%		5%		
	加算割合 ^{※2}	最大15%		最大10%		
	合計	最大30%		最大15%		
雇用助成 (新卒者・UIターナーに限る)		常用雇用×100万円 (中山間地域等 ^{※4} に中小企業が立地する場合130万円)				

※1：投資助成とは、増加固定資産額（土地、建物、償却資産）×助成割合

※2：加算割合は、次に定める加算項目により算出

【新設の場合】・高品質・高付加価値製品率 【増設の場合】・高品質・高付加価値製品率
・将来に向けた産業構想
・県外への出荷
・県内産業への波及効果
・中山間地域等への立地、

※3：地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業（進出企業の現地法人を除く）

※4：中山間地域等とは、島根県中山間地域活性化基本条例で規定する中山間地域及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で規定するみなし過疎地域

3. その他の支援策

- 「製材力強化事業」（県単）において、新設・規模拡大を推進するための原木の安定供給や、用地確保がスムーズに進むような現地調査等のソフト事業を支援（補助率：定額、1/2）
- 製材工場の製材加工施設の整備は、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」（国補事業）の活用を支援（補助率1/2）